復興庁令・省令

○復興庁令第一号
厚生労働省令第一号

介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第七十二号）の施行に伴い、厚生労働省関係東日本大震災復興特別区域法第二条第四項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける復興推進事業を定める命令の一部を改正する命令を次のように定める。

平成二十四年三月二十八日

内閣総理大臣　野田　佳彦
厚生労働大臣　小宮山洋子

厚生労働省関係東日本大震災復興特別区域法第二条第四項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける復興推進事業を定める命令の一部を改正する命令

厚生労働省関係東日本大震災復興特別区域法第二条第四項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける復興推進事業を定める命令（平成二十三年内閣府令第九号）の一部を次のように改正する。

第六条中「第八条第二十五項」を「第八条第二十七項」に改める。

第七条中「第八条第二十項」を「第八条第二十一項」に改める。

別表中「第八条第二十項」を「第八条第二十一項」に、「第八条第二十四項」を「第八条第二十六項」に改める。

附　則

この命令は、平成二十四年四月一日から施行する。

○財務省令第十七号

国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）第百二十七条の規定に基づき、国家公務員共済組合法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年三月二十八日

財務大臣　安住　淳

省　令

国家公務員共済組合法施行規則の一部を改正する省令

国家公務員共済組合法施行規則（昭和三十三年大蔵省令第五十四号）の一部を次のように改正する。

別紙様式第二十四号の二の㈱の注意事項3⑴中「平成24年3月31日」を「平成25年3月31日」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、平成二十四年四月一日から施行する。

（様式の特例）

第二条　この省令による改正前の別紙様式第二十四号の二による特別療養証明書は、当分の間、この省令による改正後の別紙様式第二十四号の二の様式によるものとみなす。

第三条　この省令の施行の際現に存するこの省令による改正前の別紙様式第二十四号の二の用紙は、当分の間、これを取り繕い使用することができる。

○厚生労働省令第三十八号

ハンセン病問題の解決の促進に関する法律（平成二十年法律第八十二号）第十五条第三項及び附則第十条の規定に基づき、ハンセン病問題の解決の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年三月二十八日

厚生労働大臣　小宮山洋子

ハンセン病問題の解決の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令

ハンセン病問題の解決の促進に関する法律施行規則（平成二十一年厚生労働省令第七十五号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項第一号中「六万四千三十円」を「六万三千八百四十円」に改め、同項第二号中「四万八千五十円」を「四万八千十円」に改め、同条第二項中「一万三千四百十円」を「一万三千三百七十円」に改める。

第十五条第一号中「百三十四万六千円」を「百三十四万四千円」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、平成二十四年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条　平成二十四年三月以前の月分のハンセン病問題の解決の促進に関する法律第十五条第二項に規定するハンセン病療養所非入所者給与金（次項において「非入所者給与金」という。）の額については、なお従前の例による。

2　ハンセン病問題の解決の促進に関する法律施行規則（以下「促進法規則」という。）第十三条第一項ただし書の規定による非入所者給与金の支給の停止に係る非入所者給与金の月額については、平成二十四年七月までの間は、この省令による改正後の促進法規則第七条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

○厚生労働省令第三十九号

職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第三十二条の三第一項第一号及び第三十五条の規定に基づき、職業安定法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年三月二十八日

厚生労働大臣　小宮山洋子

職業安定法施行規則の一部を改正する省令

職業安定法施行規則（昭和二十二年労働省令第十二号）の一部を次のように改正する。

第二十条第四項及び別表第二種特別加入保険料に充てるべき手数料の項中「千分の六・五」を「千分の七・五」に改める。

附　則

この省令は、平成二十四年四月一日から施行する。

告　示

○法務省告示第百十九号

秋田県大館市役所保存の次の除籍が滅失した。

平成二十四年三月二十八日

法務大臣　小川　敏夫

秋田県大館市川口字下鳴滝澤百十七番地

佐藤　甚資

○法務省告示第百二十号

岩手県下閉伊郡田野畑村役場保存の次の除籍が滅失した。

平成二十四年三月二十八日

法務大臣　小川　敏夫

岩手県下閉伊郡田野畑村大字濱岩泉五地割字濱岩泉百三十六番地の一イ号

金澤　善吉

○外務省告示第百一号

平成二十一年十二月十五日にローマで署名された税関に係る事項における相互行政支援及び協力に関する日本国政府とイタリア共和国政府との間の協定の署名が行われ、両国政府は、この協定の効力発生に必要な手続を完了した旨を平成二十四年二月十七日に相互に通告した。よって、同協定は、その第十九条の規定に従い、平成二十四年四月一日に効力を生ずる。

平成二十四年三月二十八日

外務大臣　玄葉光一郎

税関に係る事項における相互行政支援及び協力に関する日本国政府とイタリア共和国政府との間の協定

日本国政府及びイタリア共和国政府（以下「両締約国政府」という。）は、

関税法令違反が、それぞれの国の経済、商業、財政、社会、産業及び農業における利益並びに正当な貿易を害するものであることを考慮し、

関税その他の輸出入に際し徴収される税を正確に査定し、並びに禁止措置、制限措置及び規制措置の適正な執行（知的財産権を侵害する物品についての法規及び規則の執行を含む。）を確保することの重要性を考慮し、

関税法令の適用及び執行に関する事項における国際協力の必要性を認識し、

関税法令違反に対する行動が、両税関当局間の緊密な協力、特に情報の交換により一層効果的に行われることができることを確信し、

千九百五十三年十二月五日の相互行政支援に関する関税協力理事会の勧告を考慮し、

二千八年一月三十日の税関に係る事項における協力及び相互行政支援に関する日本国政府と欧州共同体との間の協定を考慮し、

特定の物品に関する禁止、制限及び特別措置（規制のための措置）を含む国際協定を考慮し、

千九百八十八年十二月二十日の麻薬及び向精神薬の不正取引の防止に関する国際連合条約に留意し、

問題となる文化財が関税法令違反の対象であった限りにおいて、文化財の不法な輸入、輸出及び所有権移転を禁止し及び防止する手段に関する条約（千九百七十年十一月十四日にパリで作成されたもの）に留意し、